

多様化する 外国人介護人材の在留資格

2018年12月8日に改正出入国管理法が成立し、2019年4月1日から施行されています。これにより外国人介護人材の在留資格は、これまでの①経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補生、②留学から介護福祉士資格を得て介護現場で働く人（在留資格「介護」）、③外国人技能実習生に、4つめの「特定技能」が加わりました。なお、特定技能には1号・2号があり、2号の場合は家族の帯同ができ、永住も可能となる在留資格ですが、介護分野については、2号は②の在留資格「介護」と同等レベルとみなされ、存在しません。

法務省では「特定技能1号」の在留資格で3年以上介護施設で就労後、実務者研修を受講し、介護福祉士試験に合格した場合は②の在留資格「介護」と認める省令改正の準備を進めているほか、過去にEPAで入国し、介護福祉士国家試験で不合格となって帰国した人については、4年間以上の就労経験等、一定の条件があれば、特定技能1号として認めることとなりました。

多様化する受入れの仕組みと、事業者が行うべき配慮・注意点等についてみていきます。

外国人介護人材の受け入れ制度は4種類に

2018年12月の出入国管理法の改正により、外国人介護人材の受け入れ制度は、①2国間の経済連携協定（EPA）に基づく受け入れ（2008年7月）、②介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格「介護」の付与（2017年9月）、③外国への技能移転を目的にした技能実習制度への介護分野の追加（2017年11月）、④特定技能1号（2019年4月）の4種類となった。

「特定技能1号」と、他の制度との関係は図1の通りとなっている。制度の趣旨がそれぞれ異なるため、多様化している。

新たに加わった「特定技能1号」は、「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」で、技能水準・日本語能力水準を試験等で確認し入国、介護施設等で通算5年間の就労が可能となっている。「特定技能1号」の技能水準は、「技能実習」の上位に位置づけられている。

他産業（建設、造船・船用工業）では「特定技能2号」（特定産業分野に関する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格）も存在するが、介護分野については、「特定技能2号」は在留資格「介護」と同等レベルとみなしているため、介護分野には存在しない。

「特定技能1号」は、家族（配偶者・子）の帯同は基本的に認められていないが、在留資格「介護」では可能であり、在留期間も更新は必要であるものの、回数制限はない。

なお、法務省では、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）を踏まえ、「特定技能1号」の在留資格で、3年以上介護施設等で就労後、実務者研修を受講し、介護福祉士国家試験に合格した場合は、在留資格「介護」の資格を認める省令改正の準備を進めている。

「特定技能1号」は就労と同時に配置基準に算定可能

介護分野での「特定技能1号」の受け入れ見込み数は、5年間で最大6万人（上限）。人材の基準は、介護技能評価試験（現地語）、日本



語試験（国際交流基金日本語基礎テスト（14職種共通）または日本語能力試験（N4以上））に加えて介護日本語評価試験の合格者となっている（いずれも海外で実施）。介護日本語評価試験は、介護分野のみに上乗せされている試験で、介護業務に従事するうえで支障のない程度の水準の日本語能力を確認するもの。

すでにフィリピンでは第1回試験（2019年4月13～14日）、第2回（5月25～27日）、第3回（6月15～16日）、第4回（6月22～24日）、第5回（7月1～4日、8～11日）と月1回ペースで実施されており、今後も同様のペースで開催される予定である。なお、第1回は受験者113人・合格者84人、第2回は受験者336人・合格者121人等となっている。合格者は今後、ビザの申請手続きを経て、入国することとなる。

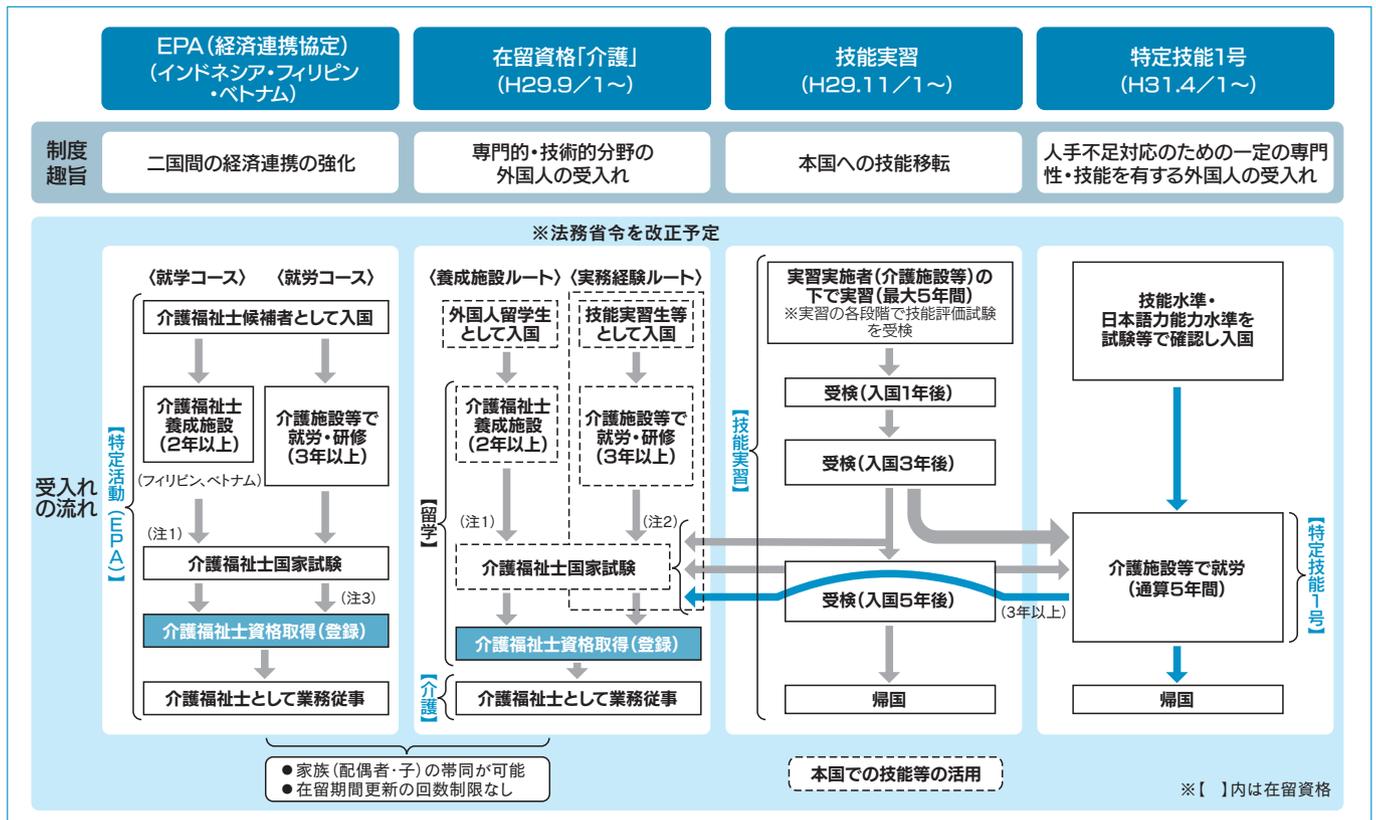
フィリピン以外の国（ベトナム、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）においても、試験の実施環境が整った国から順次行われる見込みとなっている。

「特定技能1号」の資格者が従事する業務は、入浴、食事、排泄介助等の身体介護のほか、レクリエーションや機能訓練の補助等の支援業務であり、技能実習と同様に、訪問系サービスは対象外となっている。

雇用形態は、受け入れ機関と外国人が直接、雇用契約を結ぶ直接雇用で、派遣による就労は認めていない。また当然ながら、労働基準法の対象となる。受け入れ機関には、厚生労働省が組織する協議会への加入や、厚生労働省が実施する調査や指導への協力、事業所単位での受け入れ人数の設定（「特定技能1号」資格者の総数は「日本人等の常勤介護職員の総数を超えない」）が求められる。

「特定技能1号」の外国人介護人材の介護報酬上の取扱いは、技能実習3年修了者と同様の介護技能があるとみなして、就労と同時に配置基準に算定することができるが、一定期間（6カ月を想定）は他の日本人職員とチームでケアにあたる等、受け入れ施設で順応できるようサポートし、ケア

図1 外国人介護人材受入れの仕組み



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、令和3年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2) 「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。
 (注3) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験および日本語試験等を免除。

図1・2…介護分野における特定技能協議会（第1回）資料6より（図1は編集部にて一部修正）



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

続きは、

月刊誌 

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・6,480円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949